

【第1号議案】 県職員石桜同窓会規約(案)

県職員石桜同窓会規約

(名称)

第1条

この会は、県職員石桜同窓会と称し、県職員並びにこれに準ずるものをもって構成する。

(目的)

第2条

この会は、会員相互の融和と親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条

この会は、前条の目的達成のため、次の事業を行うものとする。

- 1 石割桜に向かい校歌斉唱。
- 2 その他目的達成のため、必要と認めたこと。

(機関)

第4条

この会に、次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 運営委員会（以下「委員会」という。）

(総会)

第5条

総会は、この会の決議機関であって、年1回会長が招集する。ただし会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上から要求があったときは、臨時にこれを招集することができる。

(役職員)

第6条

この会に、次の役職員を置き諸般の事務を処理する。

顧問	2名
会長	1名
運営委員長	1名
運営副委員長	1名
運営委員	2名

(任期)

第7条

役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
欠員補充により就任した任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第8条

委員会は、本会の運営機関とし、運営委員で構成する。

(活動方針)

第9条

委員会は、第2条の目的達成並びに事業計画に基づき事業を具体的に執行する。

附則

本規約は平成31年4月 日から適用する。